

議会議案第24号

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月 7 日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

上 畠 寛 弘

(提出理由)

議会運営関係のシステム導入に伴い、所要の改正を行うものである。

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌倉市議会会議規則（昭和 36 年 6 月議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「印刷して」を削る。

第 89 条第 2 項中「印刷して、」を削る。

第 108 条中「、これを印刷し」を削る。

第 140 条中「、印刷して」を削る。

付 則

この規則は公布の日から施行する。